

※この法令は廃止されています。

平成三十年内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号

生産性向上特別措置法施行規則

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）及び生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第八十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、生産性向上特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 新技術等実証の促進（第二条―第九条）

第二節 革新的データ産業活用促進（第十条―第十九条）

第三章 雑則（第二十―二十二条）

附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この命令において使用する用語は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 新技術等実証の促進

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第二条 法第九条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書（次項及び第三項において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならぬ。

2 二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

4 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

5 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、第三項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

6 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第三項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないうこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの

間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者及び革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

（解釈及び適用の確認に係る手続）

第三条 法第十条第一項の規定により新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該新技術等関係規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書（次項及び第三項において「照会書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、照会書を受理した日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無並びにその理由について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。

4 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

（新技術等実証計画の認定の申請）

第四条 法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請者が法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証又は法第十八条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新技術等実証の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、申請書に当該新技術等実証計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。

3 主務大臣は、申請書及び前項の書類のほか、新技術等実証計画が法第十一条第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めすることができる。

4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（新技術等実証計画の認定）

第五条 主務大臣は、法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

2 法第十一条第一項の規定による新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに同条第四項の定めにしたがってその内容を審査し、前項の新技術等実証計画の認定を求めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

3 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、様式第九により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

#### (認定証の交付等)

- 第六条** 法第十二条第一項の認定証の様式は、様式第十のとおりとする。
- 第七條** 法第十三条第一項の規定により新技術等実証計画の変更を受けようとする認定新技術等実証実施者は、法第十三条第一項の規定による新技術等実証計画の変更をしようとする場合又は同条第二項若しくは第三項の規定による認定新技術等実証計画の認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、主務大臣に認定新技術等実証計画に係る認定証を返納しなければならない。
- 第八條** 認定新技術等実証実施者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、当該認定証に記載された新技術等実証の実施期間内に限り、様式第十二による申請書を主務大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定新技術等実証実施者は、申請書に当該認定証を添えなければならない。
- 第九條** 認定新技術等実証実施者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、主務大臣にこれを返納しなければならない。
- 第十條** (認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定)
- 第十一條** 法第十三条第一項の規定により新技術等実証計画の変更を受けようとする認定新技術等実証実施者(第五項及び第六項において「申請者」という。)は、様式第十三による申請書(以下この条において「申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。
- 第十二條** 前項の申請書の提出は、認定新技術等実証計画の写しを添付して行わなければならない。二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 第十三條** 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。
- 第十四條** 第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第十三条第六項において準用する法第十三条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該新技術等実証計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十三条第六項において準用する法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 第十五條** 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 第十六條** 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。
- 第十七條** (認定新技術等実証計画の変更の指示)
- 第十八條** 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の変更を指示しようとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。
- 第十九條** 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該変更の指示を受ける認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の指示の内容及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 第二十條** (認定新技術等実証計画の取消し)
- 第二十一條** 主務大臣は、法第十三条第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者等に交付するものとする。

- 第二十二條** 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消そうとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。
- 第二十三條** 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該認定を取り消す旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
- 第二十四條** 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。
- 第二節 革新的データ産業活用促進**
- 第二十五條** (革新的データ産業活用計画の認定の申請)
- 第二十六條** 法第二十二條第一項の規定により革新的データ産業活用計画の認定を受けようとする事業者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第十九による申請書(以下この条において「申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。
- 第二十七條** 申請者が法第二十四條第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証又は法第二十五条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて革新的データ産業活用の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、申請書に当該革新的データ産業活用計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。
- 第二十八條** 主務大臣は、申請書及び前項の書類のほか、革新的データ産業活用計画が法第二十二條第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 第二十九條** 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- 第三十條** 第一項の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとし、当該期間を超えて事業を継続する場合には、第十二条(第七項を除く。)の規定に基づき新たな期間に関する革新的データ産業活用計画の変更の認定を受けなければならない。
- 第三十一條** (革新的データ産業活用計画の認定)
- 第三十二條** 主務大臣は、法第二十二條第一項の規定により革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的データ産業活用計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(同項の規定により保護委員会に協議する場合を除く。)に、申請者に様式第二十の認定書を交付するものとする。
- 第三十三條** 主務大臣は、前項の革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二條第四項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該革新的データ産業活用計画に係る申請書に当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該革新的データ産業活用計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に前項の認定書を交付するものとする。
- 第三十四條** 主務大臣は、前二項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。
- 第三十五條** 主務大臣は、第二項の委員会の意見を聴く場合において、同項の認定書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画を認定する旨を、前項の通知書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画を認定しない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

- 5 主務大臣は、第一項又は第二項の認定をしたときは、様式第二十二により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。
    - 一 認定の日付
    - 二 認定革新的データ産業活用計画の名称
    - 三 認定革新的データ産業活用計画の概要
    - 四 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要
  - 第十二条 認定革新的データ産業活用計画の変更に係る認定の申請及び認定
    - 一 認定革新的データ産業活用計画の変更にあつては、当該協議の概要
    - 二 法第二十三条第一項の規定により革新的データ産業活用計画の変更の認定を受けようとする認定革新的データ産業活用事業者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第二十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。
    - 三 前項の申請書の提出は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添付して行わなければならない。
    - 四 二以上の主務大臣に申請書を出す場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
    - 五 主務大臣は、第二項の変更の認定に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四条の定めを照らしその内容を審査し、当該革新的データ産業活用計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（同項の規定により主務大臣が革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合又は同条第六項の規定により個人情報保護委員会に協議する場合を除く。）に、申請者に様式第二十四の認定書を交付するものとする。
    - 六 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十四条第四項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該革新的データ産業活用計画に係る申請書に当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該革新的データ産業活用計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に前項の認定書を交付するものとする。
    - 七 第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定革新的データ産業活用計画に従つて革新的データ産業活用を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。
    - 八 主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を申請者に交付するものとする。
    - 九 主務大臣は、第六項の委員会の意見を聴く場合において、第五項の認定書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画の変更を認定する旨を、前項の通知書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画の変更を認定しない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。
    - 十 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十六により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。
      - 一 認定の日付
      - 二 認定革新的データ産業活用事業者の名称
      - 三 認定革新的データ産業活用計画の概要
      - 四 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要
  - 第十三条 主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十七による通知書を当該変更の指示を受ける認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。
- 2 主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更を指示しようとする場合において、同項の規定により革新的事業活動評価委員会に意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。
    - （認定革新的データ産業活用計画の認定の取消し）
  - 第十四条 主務大臣は、法第二十三条第二項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。
    - 2 主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。
    - 3 主務大臣は、法第二十三条第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消そうとする場合において、同項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。
    - 4 主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消したときは、様式第二十九により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。
      - （安全管理に関する確認の申請及び確認）
  - 第十五条 法第二十六条第一項の確認を受けようとする認定革新的データ産業活用事業者（第四項及び第五項において「申請者」という。）は、様式第三十による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。
    - 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
      - 一 認定革新的データ産業活用計画の写し
      - 二 法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類
      - 三 二以上の主務大臣に申請書を出す場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
      - 四 主務大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしその内容を審査し、当該特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に様式第三十一による確認書を交付するものとする。
      - 五 主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を申請者に交付するものとする。
        - （安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認）
    - 第十六条 特定革新的データ産業活用事業者は、前条第四項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、様式第三十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
      - 2 前項の申請書の提出は、前条第四項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。
      - 3 二以上の主務大臣に申請書を出す場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
      - 4 主務大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全

管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした特定革新的データ産業活用事業者は様式第三十四による確認書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該特定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

(情報処理推進機構等による調査の結果の通知)

第十七条 生産性向上特別措置法施行令(以下「政令」という。)第八条の主務省令で定める様式は、様式第三十六とする。

(特定革新的データ産業活用事業者による国の機関等に対するデータの提供の求めの申請)

第十八条 法第二十六条第一項の規定により国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする特定革新的データ産業活用事業者は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容及その他の事項を記載した様式第三十七による提供依頼申出書(以下この条において「申出書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

2 以上の主務大臣に申出書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申出書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第二十六条第二項の規定によりデータを提供する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

一 データの内容

二 データの提供の方法

三 データの提供の準備に要する期間

四 納付すべき手数料の額

五 前号の手数料を減額し、又は免除した場合においては、その旨及び減額し、又は免除した額

六 その他データの提供に必要な事項

4 法第二十六条第三項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

5 法第二十六条第四項の規定によりデータの提供を要請する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長(その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。第十項から第十五項までにおいて同じ。)に対し、当該データの提供を要請するものとする。その旨を記載した様式第四十による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

6 法第二十六条第五項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供の要請を行わない旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

7 法第二十六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

一 第三項又は第四項の場合 一月

二 第五項又は前項の場合 二週間

8 法第二十六条第六項の規定によりデータを提供する場合の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、第三項各号に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

9 法第二十六条第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記

載した様式第三十九による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

10 法第二十六条第八項の規定によりデータの提供を要請する関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

11 法第二十六条第九項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

12 第五項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

一 第八項又は第九項の場合 一月

二 第十項又は前項の場合 二週間

13 法第二十六条第十項の規定によりデータを提供する公共機関等は、第五項又は第十項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第三項各号に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を主務大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

14 法第二十六条第十二項の規定により通知をする公共機関等は、第五項又は第十項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を主務大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

15 第五項又は第十項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた関係行政機関の長は、当該通知の内容を主務大臣に通知するものとし、当該通知を受けた主務大臣は、当該通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

16 第三項、第八項又は第十三項の通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、次条第一項に定める書面を提出しなければならない。

17 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

(国の機関等によるデータの提供の手数料)

第十九条 政令第六条第三項の主務省令で定める書面は、様式第四十二により、前条第三項、第八項又は第十三項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前項に規定す

る書面の提出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、主務大臣又は関係行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一 主務大臣又は関係行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法  
二 特許庁にあっては生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成三十年財務省令第四十三号）別紙書式の納付書により納付する方法  
三 政令第六条第三項第二号の規定による公示をした場合において、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

3 前項の規定にかかわらず、主務大臣又は関係行政機関の長は、前項本文に規定する方法によることができないときは、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

### 第三章 雑則

（革新的データ産業活用計画に関する権限の委任）

第二十条 革新的データ産業活用計画に関する総務大臣の権限は、当該革新的データ産業活用計画の革新的データ産業活用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 革新的データ産業活用計画に関する経済産業大臣の権限は、当該革新的データ産業活用計画の革新的データ産業活用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（実施状況の報告）

第二十一条 認定新技術等実証実施者は、主務大臣の求めに応じて、新技術等実証の実施状況を、定期的に、様式第四十三号により主務大臣に報告しなければならない。

2 認定新技術等実証実施者は、新技術等実証の実施に関し事故等があったときは、その状況を遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。

3 認定新技術等実証実施者は、認定新技術等実証計画に基づく新技術等実証の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、様式第四十四号により、主務大臣に報告をしなければならない。

4 認定革新的データ産業活用事業者は、認定革新的データ産業活用計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第四十五号により、主務大臣に報告をしなければならない。

5 特定革新的データ産業活用事業者は、その革新的データ産業活用計画の実施期間において、その特定革新的データ産業活用が法第二十六条第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することについて、原則として各事業年度終了後三月以内に、様式第四十六号により、主務大臣に報告をしなければならない。この場合において、法第二十八条第二項の規定により法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査を情報処理推進機構等に行わせた主務大臣は、速やかに当該報告の内容を情報処理推進機構等に通知するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十二条 法第三十条の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十七号によるものとする。

### 附則

この命令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

附則（令和元年六月二四日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一三日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号）

この命令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年三月三日）から施行する。

附則（令和二年二月二四日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第二号）

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和三年六月一六日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号）

（施行期日）

1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この命令による廃止前の生産性向上特別措置法施行規則第二十二条に規定する証明書の様式については、なお従前の例による。

## 様式第一 (第2条関係)

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

## 記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
  - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項
6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

## (備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (記載要領)

1. 新技術等実証の目標  
新技術等実証の目標（新技術等実証を行うとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容
  - (1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
  - (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
  - (1) 整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現

行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。)を要約的に記載する。

- (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる新技術等実証の内容を要約的に記載する。
- (3) 現行規制の範囲において、既に実証の一部を実施している場合はその内容を記載する。

**様式第二**（第2条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年月日

殿

主務大臣 名

年月日付けで整備の求めがあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

**様式第三**（第2条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(記載要領)

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第四（第2条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年月日  
殿  
主務大臣 名

年月日付けで整備の求めがあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないことと判断しましたので、通知します。

## 記

1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でない判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要
4. その他

## (備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (記載要領)

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

## 様式第五（第3条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定に関する照会書

年月日  
主務大臣 名 殿  
住所  
名  
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、確認を求めます。

## 記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
  - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 新技術等関係規定の条項
6. 具体的な確認事項
7. その他

## (備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (記載要領)

1. 新技術等実証の目標  
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容  
(1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。  
(2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 具体的な確認事項には、新技術等関係規定の適用関係についての自己の見解を記載する。



## 様式第六（第3条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈等に関する回答書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで別添により確認の求めがあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 新技術等関係規定の解釈及び新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用関係並びにその理由
2. 現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
3. その他

(注) 本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

## 様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所  
名  
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
  - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容
8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
9. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標  
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容
  - (1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
  - (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
  - (2) 法第16条の規定に基づき、信用保証協会の制度を利用して金融機関から融資を受けよう

- とする場合には、借入先金融機関名を示しつつ、その旨を記載する。
- (3) 社債又は資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けようとする場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ記載する。
5. 既存の法令に規定されている特別認可制度等の活用が見込まれる場合は「6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項」にその旨を記載する。
6. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合であって、新技術等実証の実施と併せて講ずる必要がある措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
7. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法  
当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その範囲を記載するとともに、当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることなどにより、参加者等以外に権利利益を害されるおそれがある者が存在しないことがわかるように記載する。

## 様式第八（第五関係）

新技術等実証計画の不認定通知書

年月日

殿

主務大臣 名

年月日付けで認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

## 様式第九（第五関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定新技術等実証実施者の名称
3. 認定新技術等実証計画の目標
4. 認定新技術等実証計画の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
  - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
7. 法第2条第2項第2号に規定する規則に係る新技術等関係規定の条項
8. 規則の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規則の特例措置の内容

## （記載要領）

「4. 認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第十（第六関係）

新技術等実証計画の認定証

年月日

殿

主務大臣 名

年月日付で認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

1. 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
2. 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第11条第3項第4号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3. 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

そのため、法第11条第1項の規定により当該新技術等実証計画を認定します。

## 記

1. 認定の年月日
2. 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
3. 当該認定に係る新技術等実証計画の内容
  - (1) 新技術等実証計画の概要
  - (2) 新技術等関係規定の条項
  - (3) 実証を適切に実施するために必要となる措置
4. 当該認定に係る新技術等実証計画の実施期間

## （備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 認定新技術等実証計画の写しを添付する。

## 様式第十一（第6条関係）

参加者等の同意の取得状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画について、以下のとおり認定新技術等実証計画に記載した参加者等から同意を取得したので報告します。

記

1. 同意を取得した参加者等
2. 同意の取得方法

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第十二（第6条関係）

新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

生産性向上特別措置法施行規則第6条第4項の規定に基づき、年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の認定証の再交付を申請します。

記

1. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
2. 申請の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第十三（第7条関係）

認定新技術等実証計画の変更認定申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第13条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

## 様式第十四（第7条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

## 様式第十五（第7条関係）

変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新技術等実証実施者の名称
3. 変更後の認定新技術等実証計画の目標
4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
  - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
5. 変更後の新技術等実証の実施期間及び実施場所

(記載要領)

「4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第十六（第8条関係）

認定新技術等実証計画の変更指示の通知書

年月日

殿

主務大臣 名

年月日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記のとおり変更を指示します。

記

1. 変更の指示の内容
2. 変更を指示する理由
3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

## 様式第十七（第9条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消し通知書

殿

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 認定を取り消す理由
2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第13条第2項又は第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

## 様式第十八（第9条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消しの公表

1. 認定の取消しをした年月日
2. 認定を取り消した新技術等実証実施者の名称
3. 認定を取り消した新技術等実証計画の内容
4. 認定取消しの理由

(記載要領)

認定を取り消された新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十（第11条関係）

革新的データ産業活用計画の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの認定申請について、生産性向上特別措置法第22条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 革新的データ産業活用計画の概要（税制適用の有無を含む。）

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び別紙の写しを添付する。

様式第二十一（第11条関係）

革新的データ産業活用計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった革新的データ産業活用計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

生産性向上特別措置法第22条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。



**様式第二十二**（第11条関係）

認定革新的データ産業活用計画の概要の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定革新的データ産業活用事業者の名称
3. 認定革新的データ産業活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「3. 認定革新的データ産業活用計画の概要」中、認定革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第二十四（第12条関係）

革新的データ産業活用計画の変更の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更認定申請について、生産性向上特別措置法第22条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請者の住所
4. 変更後の革新的データ産業活用計画の概要

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更認定申請書の写しを添付する。

## 様式第二十五（第12条関係）

認定革新的データ産業活用計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった認定革新的データ産業活用計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第22条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

## 様式第二十六（第12条関係）

変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定革新的データ産業活用事業者の名称
3. 変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

「3. 変更後の認定革新的データ活用計画の概要」中、認定革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第二十七（第13条関係）

認定革新的データ産業活用計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした革新的データ産業活用計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 変更の指示の内容
2. 変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 生産性向上特別措置法第23条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。
2. 革新的事業活動評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に含めて記載する。

## 様式第二十八（第14条関係）

認定革新的データ産業活用計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした革新的データ産業活用計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

## 様式第二十九（第14条関係）

認定革新的データ産業活用事業計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しをした年月日
2. 認定を取り消された革新的データ産業活用事業者の名称
3. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
2. 「3. 認定取消しの理由」中、革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

## 様式第三十一 (第15条関係)

安全管理に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの確認申請について、生産性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請書の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定革新的データ産業活用計画の概要

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第三十二 (第15条関係)

安全管理に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで確認申請のあった特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十四（第一六条関係）

安全管理の変更に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更確認申請について、生産性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 変更確認をした年月日
2. 変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請者の住所
4. 変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三十五（第一六条関係）

安全管理の変更に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更確認申請のあった特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理については、以下により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

生産性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

## 様式第三十六（第17条関係）

安全管理に関する調査結果通知書

年 月 日

殿

代表者の氏名

印

年 月 日付けで調査の依頼のあったデータの安全管理に係る調査の結果について、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第28条第4項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

記

事業者名	
調査の依頼の根拠条項	
調査結果	
その他留意事項	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 「調査依頼の根拠条項」の欄には、法第22条第5項、第26条第1項又は第28条第3項のいずれかを記入すること。
3. 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

## 様式第三十八（第一八条関係）

国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第26条第2項（第6項）（第10項）の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

## 1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び対象時期等	
②	提供するデータを保有している国の機関又は公共機関等	

## 2. データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール（メールアドレスを記載： ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> IP-VPN 2) 提供方法(電子メール以外) <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接受取 <input type="checkbox"/> その他（ ）

## 3. データの提供の準備に要する期間

\_\_\_\_\_

## 4. 納付すべき手数料の額

\_\_\_\_\_

## 5. 手数料を減額又は免除した額

\_\_\_\_\_

## 6. 手数料を減額又は免除した後の額

\_\_\_\_\_

(注) 手数料の減額又は免除をした場合は、6の額を納付すること。

## 7. その他データの提供に当たって必要な事項

--

## 8. 担当課室等

担当課室：

電話番号：

## (備考)

- 「大臣 名」は、法第26条第2項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条10項の規定による場合には主務大臣及び公共機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 様式第三十九（第18条関係）

国の機関等の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第26条第3項（第7項）（第12項）の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

データを提供しない理由

(備考)

- 「大臣 名」は、法第26条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第7項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条12項の規定による場合には主務大臣及び公共機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第26条第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

## 様式第四十（第18条関係）

国の機関等に対するデータ提供要請実施通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第26条第4項（第8項）の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しましたので、通知します。

記

- データ提供の要請先の国の機関又は公共機関等の名称
- データ提供の要請を実施した年月日

(備考)

- 「大臣 名」は、法第26条第4項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第四十一（第18条関係）

国の機関等に対するデータ提供の要請不実施通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法第26条第5項（第9項）の規定に基づき、下記の理由により要請を行わないこととしましたので、通知します。

記

要請不実施の理由

(備考)

1. 「大臣 名」は、法26条第5項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

要請をしない理由を具体的に記載する。

## 様式第四十三（第21条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況定期報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況
2. 実施した新技術等実証の内容及び進捗の状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況は簡潔に記載する。また、報告を予定しているデータ及び報告時期を記載する。
2. 「2.」には新技術等実証の実施開始からの進捗状況を簡潔に記載する。

## 様式第四十四（第21条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況
2. 実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況  
新技術等実証に係る目標の達成状況を要約的に記載する。
2. 実施した新技術等実証の内容については、別表により、認定新技術等実証実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。  
※規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。

別表

実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第四十五（第21条関係）  
 （略）  
 様式第四十六（第21条関係）  
 （略）

様式第四十七（第22条関係）

様式第四十七（第22条関係）

（表面）

第 号	生産性向上特別措置法第30条の規定による立入検査証
写 真	調査の名称
	職名及び氏名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、生産性向上特別措置法第30条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。	
有効期限 年 月 日	
年 月 日	
主務大臣 印	

（裏面）

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）（抄）

第30条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対し、第28条第2項及び第3項に規定する業務に関し報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第55条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。